

松山市立子規記念博物館友の会会則

(名称)

第1条 本会は、松山市立子規記念博物館友の会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を松山市立子規記念博物館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、松山市立子規記念博物館（以下「館」という。）の事業に関する研究等を行い館の機能を最大限に発揮できるよう協力するとともに、会員相互の研鑽と親睦を図り、教育文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 展示の観覧に関する事業
- (2) 講演会や講習会等に関する事業
- (3) 館外での学習会や見学会に関する事業
- (4) 会報誌の発行に関する事業
- (5) 松山市教育委員会からの受託事業その他目的達成のため必要な事業
- (6) その他目的達成のため必要な事業

(会員)

第5条 本会の主旨に賛同し、入会するものをもって会員とする。

- 2 会員は、一般会員及び賛助会員とする。
- 3 本会に入会しようとする者は入会申込書に所定の事項を記載し、次条に定める会費を添えて事務所に提出するものとする。
- 4 会員には、会員証を交付する。

(会費)

第6条 本会の年会費は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 1, 200円
- (2) 賛助会員 1口 10, 000円

- 2 前項の場合において、10月以降に入会する一般会員の会費は、その年度に限り半額とする。
- 3 会員が中途退会したときは、会費の払い戻しは行わない。

(特典)

第7条 会員は、次の特典を有する。

- (1) 本会主催事業の優待
- (2) 本会及び館主催の講演会・講習会・研究会その他の事業の案内
- (3) 館の常設展示の無料観覧及び特別展・特別企画展の割引観覧
- (4) 本会が発行する定期刊行物等の無料頒布
- (5) 館売店で取り扱う各種商品の割引き（一部対象外）
- (6) その他会長が別に定めるもの

(会員証)

第8条 会員証は本人に限り通用するものとし、他人に貸与してはならない。

- 2 会員証は、特別の事情がある場合を除き再発行しない。
- 3 会員は、住所、氏名等に変更があった場合は、速やかに事務所に届け出なければならない。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 1名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監 事 1名
- 2 役員は、理事会において選任する。
 - 3 会長は、理事の互選による。なお、副会長は総館長がこれにあたる。
 - 4 役員任期は、選任から2年後の理事会の終結の時までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は再任することができる。

(名誉会長)

第10条 本会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会に諮って会長が委嘱する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会に諮って会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第12条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 理事は、会務を分掌し、かつ、理事会を組織して本会の運営にあたる。

(4) 監事は、会計を監査する。

(5) 名誉会長及び顧問は、重要事項について会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べるすることができる。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議の開催は、総会及び理事会ともに年1回とし、会長が招集する。ただし会長が必要と認めるとき、又は理事の半数以上の請求があるときは、臨時で会議を開催することができるものとする。

3 会議の議案は、出席者の過半数の賛成で決する。

4 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 理事の選出

(4) 会則の制定及び改廃に関する事項

(5) その他、本会の運営に関する重要事項

5 理事会は、次の事項を決議する。

(1) 総会提出議案及び報告に関する事項

(2) 役員を選任に関する事項

(3) 会則案の制定及び改廃に関する事項

(4) その他

6 やむを得ない事情により会議が開催できない場合は、理事会の決議をもって総会の決議に代えることができるものとする。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金、事業収益金その他の収入をもってあて
る。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則変更)

第16条 本会の会則は、理事会において出席者の過半数の同意を得なければ変更するこ
とができない。

(補則)

第17条 この会則の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この会則は、昭和56年4月2日から実施する。

付 則

この会則は、平成7年5月21日から実施する。

付 則

この会則は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この会則は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この会則は、令和4年7月1日から実施する。

付 則

この会則は、令和8年6月3日から実施する。